

議案第 4 4 号

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年日出町条例第 2 2 号) の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1
項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

放課後児童支援員の資格要件に、中核市の長が行う研修を修了した者を追加
するよう改めたいので提出する。